

令和2年第4回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和2年4月17日（金）午後2時

2 閉会日時

令和2年4月17日（金）午後2時30分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 大 嶋 憲 通
- (5) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 教 育 次 長 奥 崎 文 昭
- (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 長 谷 川 敬
- (4) 参事文化学習活動推進課長事務取扱 田 中 聡 子
- (5) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (6) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (7) 中央市民センター館長 渡 邊 薫
- (8) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚
- (9) 学 務 課 長 武 井 秀 雄
- (10) 学 校 給 食 課 長 土 岐 志 保
- (11) 指 導 課 長 須 藤 隆 文
- (12) 浪岡教育事務所教育課長 鶴賀谷 敏 彦

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第16号 青森市民図書館協議会委員の任命について (市民図書館)
- 議案第17号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②令和元年度包括外部監査結果への対応について (教育委員会事務局総務課)
- ③青森市民美術展示館ネーミングライツについて (文化学習活動推進課)
- ④新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の臨時休校について (学務課)

7 会議録署名委員

- (1) 佐藤克則
- (2) 齋藤誠子

8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、案件の審議等に先立ち、教育長から令和2年4月1日付で新たに教育委員に就任した土岐志麻委員の紹介があり、土岐委員が就任に当たっての挨拶を行った。

次に、議案第16号及び議案第17号の両案について審議し、議案第16号については、原案のとおり決定し、議案第17号については、原案のとおり承認した。

次に、4件の事案を報告し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 諸般の報告

○成田教育長

この際、本日の案件に先立ちまして、令和2年4月1日付で新たに就任されました教育委員を御紹介いたします。

土岐志麻委員です。

私のほうから、簡単ではありますが、土岐委員について御紹介させていただきます。

土岐委員は、御職業は歯科医師でありまして、原別に開業されている「とき歯科」の副院長を務めております。あわせて、公益社団法人日本小児歯科学会北日本地方会副会長、全国小児歯科開業医会会長などに就任されておられます。

また、土岐委員は、県内で唯一の小児歯科専門医指導医であり、助産師と一緒に授乳指導を行ったり、養護教諭とともに給食の食べ方指導を行ったりするなど、さまざまな専門職と連携して活動しているほか、現在、東北大学など、4つの大学の歯学部で教壇に立っております。

それでは、土岐委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。

○土岐委員

皆さん、こんにちは。土岐と申します。

私は、今、御紹介いただきましたように歯科医師ですが、歯科医師の立場から教育という面で何かできたらと思っております。

たまたま2日前に日本小児歯科学会の常務理事会で話題になりましたのは、今、自宅で待機している子どもたちの肥満がふえていること。それから、ここ2週間で虫歯が非常にふえてきているということについて、少し啓蒙していかなければいけないという話になっていますので、そういう面からも、健康の教育というところで少し活動できたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○成田教育長

岐委員におかれましては、これから4年間の任期において、本市の教育活動・教育施策に関して、さまざまな御意見、御助言をいただくこととなりますが、これからの時代を担う子どもたちに、よりよい教育環境を提供できるよう御協力をお願いいたします。

(2) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は2件となっております。

初めに、議案第16号「青森市民図書館協議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第16号「青森市民図書館協議会委員の任命について」御説明申し上げます。

青森市民図書館協議会は、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館運営を行うため、青森市民図書館条例第5条において、図書館法第14条第1項の規定に基づき設置しております。

現在の委員は、令和元年10月1日から2年の任期で就任していただいておりますが、そのうち、学校教育関係者の種市成克委員が、一身上の都合により令和2年3月31日をもって辞任されたため、その後任者として、青森市立高田小学校校長の館下譲治氏が適任でありますことから、任命しようとするものであります。

なお、任期につきましては前任者の残任期間であります、令和3年9月30日までとなっております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第16号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第16号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第17号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第17号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和2年4月3日付の人事異動についてであります。

附属資料をごらんください。

まず、人事異動の発令日は、令和2年4月3日付となっております。

次に、異動内容についてであります。市では、市内に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合において、感染拡大を抑制するとともに、積極的な感染対策を講じるため、総務部危機管理課内に新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを設置することといたしました。

当該プロジェクトチームの業務といたしましては、感染症に関する情報を収集・共有・提供すること、まん延防止対策や市民生活及び地域経済の安定確保対策に当たることなどを行うこととしております。

このプロジェクトチームの設置に当たり、小・中学校の所管部局である教育委員会に対し職員の選出依頼があったものであり、指導課主査兼指導主事の村上英夫を併任させることとしたものであります。

なお、4月17日現在、市内においては3名の感染症患者が発生しており、市長を本部

長とする新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部会議等が頻繁に開催されている中において、当該プロジェクトチームは、日々の情報収集や連絡調整等に多忙を極めつつも、市民の安全・安心のために業務の遂行に努めております。

本事案につきましては、市内において、感染症患者が発生した状況において非常に緊急性の高い事案として、早期に対応する必要があったものであり、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第17号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第17号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は4件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和2年3月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和2年3月1日～3月31日）」をごらんください。

1ページ及び2ページ目は、小学校における寄附採納となっております。

本郷小学校PTA父母と教師の会様から本郷小学校に対する50型テレビの寄贈を初め、24校に対し40件の寄贈申し出があったほか、全小学校に対し、たすけっこの会様から防犯笛たすけっこ、株式会社青森テレビ様から防犯ブザーの寄贈申し出があり、受領いたしました。

続きまして、3ページ及び4ページ目は、中学校における寄附採納となっております。

青森市立浪岡中学校3学年父母と教師の会様から浪岡中学校に対してキャラバンテント、豊川民男様から東中学校に対して超短焦点プロジェクター及びプロジェクタースタンドなど、12校に対し25件の寄贈申し出があり、受領いたしました。

また、小学校及び市民図書館に対して株式会社NIPPON様から図書、小・中学校及び教育関連施設に対して一般財団法人松丘保養園松桜会様から根岸章歌集「青葉かがやく」、全小・中学校に対して青森キワニスクラブ様から消毒剤、市民図書館に対して国際ソロプチミスト青森様から児童用図書の寄贈申し出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2「令和元年度包括外部監査結果への対応について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和元年度包括外部監査結果への対応について御報告申し上げます。

本市は、中核市移行に伴い、地方自治法第252条の36の規定に基づく包括外部監査の対象団体となり、同法第252条の37の規定により、平成18年度から、毎会計年度において、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者として契約を締結した包括外部監査人により監査が実施され、報告を受けているところであります。

それでは、監査結果の概要と対応について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

配付資料1ページをごらんください。

令和元年度は、「教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について」をテーマとして監査が実施され、「5 監査の結果」のとおり、6つの区分について、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が49項目、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が57項目ありました。

このうち、教育委員会事務局に関する指摘事項及び意見の件数につきましては、指摘事項が39件、意見が45件となっております。なお、詳細につきましては、後ほど、お手元の資料、令和元年度包括外部監査結果報告書概要版をごらんいただきたいと思います。

この結果につきまして、市民の皆様に対しましては、報告書を市ホームページへ掲載したほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でもごらんいただけるようにしております。

資料2ページをごらんください。

「7 今後の対応」であります。指摘事項及び意見の対象となった項目につきましては、検証作業等を行い、是正・改善等の措置を講じてまいりたいと考えており、それらの措置状況が整理されましたら、改めて御報告するとともに、市民の皆様へ公表してまいりたいと存じます。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告3に移ります。

報告3「青森市民美術展示館ネーミングライツについて」事務局から説明をお願いします。

○文化学習活動推進課長

青森市民美術展示館のネーミングライツについて御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

青森市民美術展示館では、平成29年5月1日からネーミングライツを導入しているところですが、令和2年4月30日をもって現在の契約が満了いたします。

これに伴い、優先交渉権のある現スポンサーであります、協同組合タッケン様から継続の御意向をいただきましたので、外部の学識経験者から優先交渉権者の経営状況について

意見聴取を行い、副市長及び関係部局長で構成する命名権者選定会議を経て、引き続き、協同組合タッケン様が命名権者に選定されたところであります。

このたび、協同組合タッケン様との契約交渉が調い、「契約期間を令和2年5月1日から令和5年4月30日までの3年間、ネーミングライセンス料を年額152万7777円の3年間分である458万3331円」の内容で、4月22日に契約を締結する予定となっております。

また、施設の愛称につきましては、引き続き、「協同組合タッケン美術展示館」に決定いたしました。

なお、ネーミングライセンス料につきましても、引き続き、文化芸術の振興に資する事業に活用することとしております。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告4「新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の臨時休校について」事務局から説明をお願いします。

○学務課長

新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の臨時休校について御報告申し上げます。資料をごらんください。

初めに、臨時休校の経緯についてであります。本市におきましては、2月27日にあった国からの要請を受け、3月2日から3月26日まで臨時休校の措置をとりました。

しかし、3月23日に青森県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことに伴い、4月5日まで臨時休校を延長し、さらに4月3日には、本市においても初めての感染症患者の発生が確認されたことを受け、4月17日まで臨時休校を延長したところであります。

臨時休校期間における学校の対応についてであります。電話やメール、家庭訪問による家庭における学習状況の確認のほか、健康観察に始まり、電話やメール、ホームページを活用した情報発信、学習用プリント等の配付、さらには個別最適化学習や遠隔授業への取り組みと、段階的に対応しているところであります。

次に、臨時休校の延長と登校日についてであります。現在、本市では3例の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されていること、また、4月7日には、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に発令されるとともに、県内でも22例の感染症患者が発生し、十和田市においてはクラスターが確認されるなど、予断を許さない状況が続いていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応について万全を期すため、4月20日からの学校再開を断念し、5月6日まで臨時休校を延長することといたしました。ただし、全員の検温、手指の除菌の徹底、マスクの着用など、感染症予防対策を徹底した上で、週1回に限り登校日を設け、児童生徒が登校しない期間は、遠隔授業等を行うことといたします。

なお、登校日の設定に当たりましては、標準例の図にありますように、各学年週1回に限り登校日を設け、午前あるいは午後二、三時間程度といたします。

また、感染拡大防止のための措置として、座席の配置や空き教室の活用、小まめな換気、休み時間ごとの手洗いの励行などの措置をとることといたします。部活動及び給食につきましては、実施しないことといたします。

最後に、臨時休校中の遠隔授業についてであります。教師が学校の2 in 1パソコン

を活用し、画面上に表示されている子どもたちに話しかけながら授業を展開し、それに対し、子どもたちは家庭の端末を用いて、教師が提示した画面に表示された学習課題について教師の指導を受けるといった双方向での対話的な授業を展開することとしています。

なお、遠隔授業実施に向けてのスケジュールといたしましては、4月6日より、ICT教育推進校4校におきまして試行的に実施し、4月13日より、当該推進校4校は、各学年1教科1時間程度の取り組みを実施し、その他の小・中学校は、その取り組みを参考に全小・中学校におきまして試行しております。4月20日からは、当該推進校4校は、各学年2教科2時間程度の取り組みを実施し、その他の全小・中学校におきましては、各学年1教科1時間程度の遠隔授業を実施することとしております。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○齋藤委員

遠隔授業についてですが、御家庭にネット環境が整っていない児童生徒に対しての対策を教えてくださいたいと思います。

○指導課長

遠隔授業に参加できない状況にある児童生徒につきましては、現段階では、学校のパソコンルームに来てもらって、まずは、遠隔授業を受けられるかどうかということを考えております。

なお、それもかなわない状況の場合は、学習内容が遠隔授業とほぼ似たようなプリント学習でそれを補充するという支援を考えております。

○齋藤委員

加えて、パソコンのソフトの安全面についての対策を教えてくださいたいと思います。

○指導課長

遠隔授業につきましては、現在、各学校「Zoom」というソフトを用いておりますけれども、どのソフトを使うに当たっても、脆弱性等の問題が指摘されることがありますので、絶えず新しいバージョンになっているかどうかのチェック——その脆弱性が改善されたかどうかのチェックを学校とともに行っていきたいと考えております。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から質問等ありますでしょうか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○齋藤委員

中央市民センターなど、さまざまな施設が新型コロナウイルスの関連で、今、閉館になっておりますけれども、一般市民の皆さんから、閉館後の一般的な講座などをどのようにしたらよいかといった多くの問い合わせが寄せられることが予見されます。

そのため、ホームページにおいて閉館のお知らせをするとともに、例えば、今後の予定については、その都度報告しますとか、新着情報をまたホームページに掲載しますとかといった一文を加えていただけたら、講座に参加している一般市民の皆さんが、もう少し安心するのではないかと思います。

その辺、お考えいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○中央市民センター館長

さまざまな講座と施設の休止などがあり、それがいつまでになるかということがわからない中でやっておりますが、今、委員から御意見をいただいたように、これは中止しますといったことだけではなく、今後の予定についてどのようにしていくといった一文を加えるというのは、確かにそのとおりにかと思しますので、表記の仕方を工夫したいと思えます。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様からありますでしょうか。

○佐藤委員

学校で先生から習う時間は随分減るんでしょうけれども、勉強そのものは、自分でやることであって、学校に行かなければ、いろんなものがどんどん劣化するとか、追いつけないとか、間に合わないとか、そういう発想をしていると、何カ月続かわからないものなので、今回はちょっと無理だと思っています。

私なんかは、昔、教科書を読むのが趣味であった時代があって、大したおもしろい読み物でありまして、また、よくできているもので、先生に別に習わなくても、じっくり何回も読んでいけばわかる部分というのは結構あります。

1つのチャンスとして捉えるわけではないけれども、そういう子どもを育てていかなければいけないと——習うんじゃないで、自分で物を勉強していくという子どもを育てるための方策をやっぱり考えていかなければならないというところが、一番大事なところじゃないかなと思ったものですから、ちょっとお話しさせていただきました。

○成田教育長

佐藤委員から今、御意見がありましたので、私のほうから少しそれに関連してお話しさせていただきます。

昨日、5月6日まで臨時休校が延長されましたが、3月2日から5月6日までの間に授業日が36日あります。そして、これに対しては、夏休み・冬休みで対応するというところで、3月上旬にはお答えしておりましたが、夏休み・冬休みは全部足しても55日で、その中から年末年始、祭日、土日を抜きますと、残っている日にちが31日ということになります。

したがって、もうこの段階で、夏休み・冬休みを全部出校させても、5日くらい不足する状態が発生しています。

これに対する対応をどのようにするかということで、国においても、この遠隔授業等で家庭学習した部分を再度登校したときに、対面型で授業する必要はないというようなQ&Aも出てはおりますが、今、まさしく佐藤委員がお話ししたように、学校の先生から教わるというよりも、自分で先へ進んでいくという学び方を身につけるいい機会だとも思いますし、また、同じように、市内の学校の先生方も、今まで培ってきた昭和の時代の学習指導方というのを令和の時代に合ったものに変えていくということについて、ある意味では、いいチャンスになるかと思えます。

各学校では、今、試行錯誤していて、その取り組みが教育委員会の指導課に毎日報告されてきており、教育委員会では、それを遠隔授業通信という形で毎日発信しております。また、この教育研修センターにあるサーバーには、それぞれの学校がつくったマニュアルのようなものがどんどん蓄積されており、誰かから教わるというよりも、みずから、そして、みんなが1つずつ工夫していくことが積み重なって、新しい知恵が生まれるということで、そのような意味で1つのいいチャンスになったのではないかと思います。

佐藤委員の御意見も加味して、我々は、新しい学び方というものをつくるのにちょうどよい機会を得たというふうに前向きに捉えて進んでいきたいと思えますので、教育委員の

皆様からもそれぞれの専門的な観点からの所見をいろいろ、今後もお話ししていただければ、学校を新しく変えていくという意味での1つの糧になろうかと思えます。

よろしく願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これをもちまして、本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第4回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和2年4月17日開催の令和2年第4回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和2年5月14日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和2年5月14日

署名委員 佐藤 克 則

署名委員 斎藤 誠 子